EFC EHIME FARMER'S CLUB

えひめ農業経営サポートセンター情報誌　第15号

第15号
令和５年
３月

えひめ農業経営サポートセンター

愛媛県イメージアップキャラクター
みきゃん
許諾番号 211033

EFC
EHIME FARMER'S CLUB
第15号

P_01　ご挨拶
兵　頭　昭　洋

P_02　えひめ農業のトップランナー
農業生産法人あゆみファーム㈱
コンサルタント
山　岡　憲　子

P_04　愛媛で農業を始めました、私達!!
コンサルタント
山　岡　憲　子

P_06　農業法人設立後の法人管理運営（その２）
司法書士
松　下　純　一

P_09　資金調達法について（その１）
中小企業診断士
上　岡　誠　司

P_14　身近な税務相談（その 15）
税理士
重　松　　修

P_16　身近な法律相談（その 12）
弁護士
谷　　正　之

P_18　農地の基礎知識（その 15）
愛媛県農業会議
川　中　敬　三

P_19　農地中間管理事業
公益財団法人
えひめ農林漁業振興機構

P_20　伝聞瓜聞（でんぶんそくぶん）　おコメの来た道
コンサルタント
池　上　正　彦

表紙写真　伊予郡砥部町七折
撮　　影　俊野健治

「アフター・コロナ」、農業経営の維持発展を支援します

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構　理事長　兵頭　昭洋

日頃から、えひめ農業経営サポートセンターの活動に御理解、御協力をいただきますとともに、積極的に御活用いただいておりますことに感謝申し上げます。

例年に比べて寒く感じた今冬も、表紙の『砥部町七折の梅園』のように漸く春に向かおうとしているようです。2020年1月に国内で初めて確認されました新型コロナウイルスも四度目の春を迎えようとしています。依然としてウイルスの活発な変異や強い感染力が見られる中、国を挙げての感染防止対策をはじめ、ウイルス診断キットの普及や治療薬の開発等に伴い、何度かの感染ピークを繰り返しながらも、徐々に縮小傾向が見え始めているように思われます。

御案内のとおり、コロナ禍により世界全体の経済活動が低迷する中、農業経営につきましても、ロシアのウクライナ侵攻等に伴う燃油や肥料等の生産資材価格の高騰も加わり、畜産や施設園芸を中心に大変厳しい経営環境にさらされております。また、不安定化する世界情勢に照らして、国民の食糧供給を担う産業という新たな課題も求められるようになっております。

こうした中、農林水産省においては、積年の課題であります農業者の高齢化や担い手の減少、国内農産物市場の縮小等に加え、「アフター・コロナ」下の新たな課題にも対応する農業政策を確立するため、その根幹である「食料・農業・農村基本法」について、食糧の安全保障や農業の持続可能な成長等を柱とする見直しを進めております。農業者の皆さんにおかれましても、こうした農業を取り巻く環境変化や農業政策の動向等にも気をかけながら、農業所得の拡大に向けた経営改善や新たな経営展開に取り組んでいくことが必要であると考えます。

本冊『EFC第15号』においては、新たな連載として、中小企業診断士の上岡先生に御協力をいただき、経営開始や経営発展に係わる「資金調達法」に関するシリーズをスタートしました。サポートセンターのコンサルタントによる相談活動とともに、皆様方の農業経営の参考になれば幸いと考えております。

えひめ農業のトップランナー

代表取締役　園田篤志さん

農業生産法人
あゆみファーム（株）（四国中央市）

大規模青ネギ生産、加工、販売まで一貫体制で収益を上げ経営安定を図る

あゆみファームは県内トップクラスの規模で青ネギを生産し、加工、販売までの一貫体制を構築している。できる限り安全なものを消費者に届けるために必要以上に防除を行わず、手間を惜しまずおいしいネギづくりを目指す。販売面では市場出荷・加工原料・加工品（刻みネギ）と3通りの販売でリスクを分散し経営安定につなげている。目指すは100年企業。地域の一員として耕作放棄地を増やさないために農地の受け皿となれる存在でありたいと考える。

代表取締役	園田　篤志
社　員	29人（パート含む）
設立年	2011年8月
資本金	300万円
事業内容	青ネギ生産・加工・販売 （作付面積 19ヘクタール）
売り上げ	2億8,000万円 （2021年度）

❋ 法人設立の経緯と理念

代表取締役の園田篤志さん（51）が「市場や青果業で営業職として働いた経験を生かし、自分で栽培から販売まで取り組みたい」と、メンバー3人で2011年に創業した。農業経験はなかったが、西条市で農地50アールを借地、四国中央市からの通い農業で、青ネギをメインに里芋、水稲の生産、販売をスタートした。

「四国中央市なら知り合いも多く農地を借りやすかったが、あえて知らない西条市で土地を借りた」。その後、2016年に四国中央市でも50アール借地し青ネギ栽培を始めた。

「社員が自ら考え、常に改善しながら業務に取り組む。下を向かず、前と横（仲間）を見ながら進む」を理念とする。また、「おいしい青ネギを届けるために手抜きせず、愛情込めて作業する」を信条とする。

青ネギ栽培ほ場

＊経営方針

当初は青ネギをメインに複合品目を栽培していたが、2016年から年1作の品目で経営するのはリスクが大きいため、周年栽培できる青ネギに特化した経営に転換した。

経営で最重視しているのは「欠品しないこと」。農業は自然相手。天候次第で昨年うまくいったことでも、今年うまくいかないこともある。時には一度も収穫できず植え直すこともある。だが、欠品すれば取引先に迷惑をかけ信用もなくなる。欠品しないために量をたくさん作りアクシデントに備えている。青ネギは年中いつでも定植できるため、自社育苗する苗は常に予備を確保している。何らかの要因で畑が駄目になれば、社員が総出で畑を整備、苗を植え直し〝半端ない速さ〟で栽培を再開する。

「品物がない時にお客を取りに行く」があゆみファーム流営業。量をたくさん作っている強みを生かし、青ネギが品薄になり、飲食店などが困っている時期に売り込みに行き、新たな顧客を確保する。

また、創業以来の西条市の生産基盤は２０１９年、「あゆみファーム西条」として分社化した。西条では市場出荷用、四国中央市では加工原料と生産を分けた。販売は「あゆみファーム西条」から仕入れ市場出荷し、あゆみファームグループの販売力を維持する。

＊販売戦略

設立当初から地元生産者と競合しないよう、市場出荷、加工原料とも県外に販売していた。ある時、県内から出荷要望があり、調べてみると、県内で販売されているネギの大半が県外産だった。これを機会に県内販売に乗り出す。

青ネギカット工場

この時、刻みネギが高価格で取引されていることを知る。「加工に取り組むと土俵が変わる」。すぐに青ネギカット工場の整備に取り掛かり、２０２２年10月、刻みネギの加工、販売をスタートした。

現在、１日３㌧の出荷（内刻みネギ３５０㌔）を、加工原料は県外の卸売市場や加工業者へ出荷し、刻みネギは県内の飲食店や農産物直売所などへ販売している。目標は、加工原料を１日３㌧、刻みネギ１・５㌧出荷し、年商10億円を目指していく。

＊こだわり

栽培はゼロからのスタート。手探りしながら栽培技術を身に付けた。品質にこだわった苗づくり、有機質肥料を主体にした土づくり、常にネギを見ることで病害虫の発生を抑え、必要以上に防除はしない。

加工面では、ネギをカットした後、かけ流しの電解水で殺菌し、ネギ本来の風味を残し食味の良い刻みネギを製造する。朝５時に収穫したネギは９時からカットを行い、かけ流しの電解水で殺菌、翌朝袋詰めして最短で飲食店などに届ける。新鮮さ、風味の良さで刻みネギの需要は拡大している。

＊後継者育成

若手社員も増え、海外研修生の受け入れ態勢もできた。園田代表は当初から「60歳で引退、裏方に回りバックアップする」考えだ。自分より若い設立メンバーの一人を後継者に考えているが、いきなり大規模の農業経営を任されるのは難しい。会社を分社化して任せ、経営経験を積んでから次の代表にする人材育成の仕組みを作った。また、従業員が独立を希望するなら、分社化して全面的に後押していく。

園田代表と従業員

＊地域貢献と将来

四国中央市の栽培面積は、地域の人とのつながりができて広がり、今では19㌶になった。大半は耕作放棄を借りて開墾した農地。今後も、できるだけ地域に耕作放棄地が出ないよう、受け皿になれる存在でありたいと考える。地域に密着した法人として、販売先に苦労する地元農家のネギを委託販売、井手さらえや祭り、地域イベントなどには積極的に参加する。「やっとスタートラインに立てた。あの会社、仕事は厳しそうだけど従業員はいつも笑っている。そんな風に見てもらえる企業でありたい」。

取材後記

法人の名前「あゆみ」の由来は創業当時のメンバー３人の名前の頭文字とか。創業12年。今のあゆみファームがあるのは、困難を一つずつ乗り越え、その名前通り、着実に歩んできた証。失礼ながら、少々強面の園田代表ですが「地域に根差し１００年企業を目指す」と語る眼差しはあたたかく、輝いていました。

コンサルタント　山岡　憲子

愛媛で農業を始めました、私達!!

EFC EHIME FARMER'S CLUB

山岡憲子

担い手

伊方町　大久保聡俊さん
　　玲香さん

三重県から伊方町に移住、地域に溶け込み柑橘農家に

聡俊さんと玲香さん

＊　移住・就農のきっかけ

三重県で生まれ育った大久保聡俊さん（41）と玲香さん（33）が愛媛県に移住、就農したのは、聡俊さんの衝撃の告白「農業がしたい」がきっかけでした。結婚して3カ月。当時、トラックのドライバーをしていた聡俊さんには起業したい考えがあり、選択肢の一つとして思いついたのが農業。根っから楽天家の玲香さんは驚いたものの「何か作るのは面白そう。始めるなら少しでも若いほうがいい」と、聡俊さんよりも積極的に農業や就農について調べ始めます。当初は三重県内での就農を考えていましたが、テレビで自分たちと同年代で移住した夫婦の暮らしぶりを見て「三重にこだわらず移住就農しよう」と聡俊さんに提案。

東京のふるさと回帰支援センターに相談に行き「雪が降らず、海に近くて農業で生計がたてられる所」を希望すると、候補地として佐賀県、岡山県、和歌山県、愛媛県を紹介してくれました。その中から愛媛県を選択。愛媛と言えばみかんです。南予のみかん産地数カ所で柑橘農業を体験しました。移住先を伊方町に決めたのは「体験を受け入れてくれた農家さんの人柄と地域の雰囲気が良かったから」。また、日本一のみかん産地・西宇和には県・市町・JAが連携して新規就農希望者を受け入れ、育成する支援体制が整っていることを知り、「伊方町で柑橘農家になる」と決意しました。

＊　研修

2018年4月、伊方町大江に移住。住宅は地域の人が探してくれました。目の前に海が広がる、気持ちの良い住まいで田舎暮らしが始まりました。聡俊さんは4月から1年間、JAにしうわ・担い手支援チームの研修生としてJAや大江地区の農家のもとで柑橘栽培技術、肥料・農薬の基礎知識、農業経営に必要な知識など学びました。玲香さんは役場からの勧めもあり「地域や柑橘について知ることができ、聡俊さんの研修期間中の収入が安定する」と伊方町地域おこし協力隊に応募、4月から農業振興担当として活動をスタ

果実袋を掛ける玲香さん

ート。協力隊として自分に何ができるか試行錯誤します。みかん山で農作業を手伝ったり、女性農業者と一緒に活動したり、県の鳥獣管理専門員資格を取得するなど、さまざまな活動に取り組むうちに「協力隊の最大の成果は柑橘農家として定住すること」と考えるようになりました。

また、県内1次産業女子ネットワーク「さくらひめ」に参加し同世代の仲間がたくさんできました。「さくらひめ」を通じてイベントでの販売、勉強会など活動が広がり、県の就農PR動画への出演、大学での講演など思いがけない経験もでき、幅広い人脈ができたことは大きな財産になっています。

収穫する聡俊さん

＊ 新規就農・資金・経営

聡俊さんは1年間の研修を終え、2019年4月に就農。農地は研修先の農家数戸から1㌶借地し柑橘栽培をスタート。遠い所から移住、就農する若い人を応援しようと地域がバックアップし、すぐにお金になる優良園地を無償で提供してくれたのです。

就農時は青年等就農資金や県のファーマーサポート事業を利用して、モノレールの更新や軽トラック、動噴、電動ハサミなど農業機械を整備しました。玲香さんは休日に農作業を手伝い、2020年秋に協力隊を退任して就農しました。

現在の経営面積は2㌶。収穫期が異なる柑橘8品種（早生温州、南柑20号、伊予柑、ポンカン、不知火、清見、せとか、サンフルーツ）を栽培して労力を分散、〝二人農業〟を実現。就農時の経営計画「栽培面積3㌶、生産量60㌧、売り上げ1000万円」達成に向けて着実に歩んでいます。「せん定はどの枝を切ればいいかわからず難しい。防除やマルチ資材を敷くのは大変」という玲香さんですが、農業を楽しみ、聡俊さんと二人三脚で品質の良い、おいしい柑橘づくりのプロを目指しています。

更新中の園地

＊ 今思うこと

トントン拍子に話が進み、縁もゆかりもない伊方町に移り住んでもうすぐ5年。地域の人たちに愛され、海沿いのくねくね道にも慣れ、「ジブリのような暮らしを楽しんでいる。選択は間違っていなかった」。

就農後、一番大変だったのは、柑橘を収穫、販売するまで収入がなかったことと天気を読む難しさ。困ったときは地域の農家やJA担い手支援チームなどがサポートしてくれるので大きな失敗はありませんでした。

移住就農を考えている人には「行けば地域の雰囲気や自分に合っているかがわかる。農業も実際に体験してみないとわからない。とりあえず一度現地に行ってみたら」とアドバイスします。

「人に恵まれた。よくしてもらい、今がある。ありがたい」「優しくしてくれる地域の人は裏切れない。少しでも恩返しができるようになりたい」と大久保さん夫妻。

農業法人設立後の法人管理運営（その２）

司法書士
松　下　純　一

1　法人格の成立

法人は、設立登記と同時に、法人格を取得し１個の人格を有する事になりその法人の事業目的の範囲内において自然人と同等の権利義務を有し、各種取引契約締結において当事者になります。（民法34条）

ある特定の契約を結ぶ場合、この契約を結ぶか否かの意思決定は、会社業務の執行役である代表者又は、取締役会の決定により実行されることになります。

この決定が法人の意思となり、この契約から発生する利益や損失、契約から発生する請求権や不履行等の責任、賠償の義務が法人に帰属する事になります。

本講では、法人の意思決定の構造と運用について説明したいと思います。

2　法人運営の機関

運営機関は、法人の事業を進めるための人の構成と役割分担を総称して機関といいます。

この機関の基本の型を図示すると別表１のようになります。今回は、この機関の最大のイベントである株主総会のうち定時株主総会について、その開催手順について説明します。

（別表１）

会社の業務執行機関

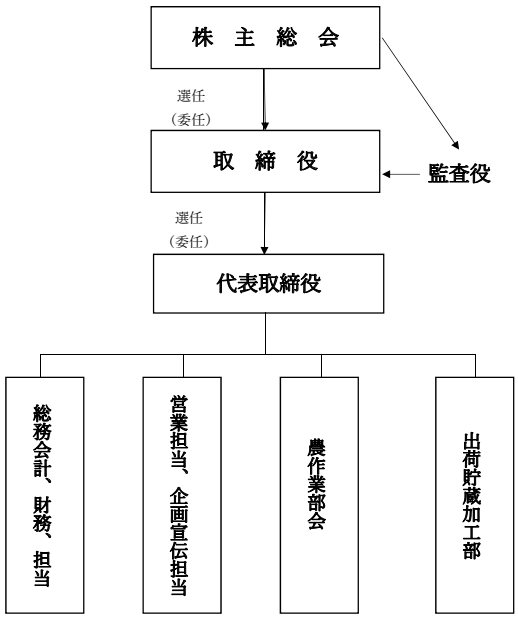

（別表２）

定時総会開催通知（例）

各株主様

令和　　年　　月　　日
松山市一番町１丁目１－１０
株式会社　　農　　産
代表取締役　　㊞

当社の第　　期の定時株主総会を下記日程により開催いたしますのでご出席下さいますよう定款の定めにより通知いたします。

尚、欠席される方は、当社の株主又は、定款に定める者を代理人として委任状を提出して下さい。（別表３）

日時　　令和　　年　　月　　日

時間　　開始　午後１：００～午後３；００時まで

場所　　当社本店会議室

協議日程　議案　　協議事項

報告事項　　１、事業報告
　　２、第　　期事業計画（取締役会の決定による）

承認事項　　１、当期決算承認の件
　　（令和　　年４月１日～令和　　年３月３１日）

議案　　１、定款変更の件
　　２、任期満了に伴う役員改選の件（取締役、監査役）
　　３、余剰金処分について
　　４、役員報酬について

3 定時株主総会

会社は、年1回、営業年度の終了後、3ヶ月以内に株主総会を開催しなければなりません。（会社法124、定款）

(1) 総会の構成員は、営業年度の最終日における株主名簿に記載されている株主となります。

この株主に対し、総会開催日の1週間前（定款記載の日数）までに、総会招集通知を発信する必要があります。この通知は、発信した日の翌日を1日目として計算します。通知の様式は、別表2記載の内容となります。

別表2の総会通知に添付する資料

（例）

1、定時総会招集通知書

日時、開催場所

2、決算書（賃借対照表等）

3、役員候補者名簿

（再任者も含む）

4、定款変更案

5、その他会議の議案に関する説明書等

6、欠席される方のために代理人指定の委任状

（代理人の受任者は、定款の限定確認）

なお、監査役の出席については、株式譲渡制限のある会社の定款規定により会計監査の業務のみの場合は、出席義務はありません。

5 定時総会における議題の設定

(1) 総会の成立要件の確認

（定款の規定）

(2) 議長の決定（定款の定め）

(3) 報告事項（事業報告書等）

(4) 承認事項（決算承認等）

(5) 決議事項（議案―定款変更等、役員変更、余剰金の処分）

6 総会当日の運営

総会当日は、会場において、開会定刻時に代表取締役が開会を告げ、開会の挨拶を行った後、総会出席者と出席者の議決権数（委任状を含む）を確認し、総会出席者が定款で定める決議権数が確保されているか確認のうえ、総会の成立を告げ、会議に入ります。

（別表３）

委　任　状

株式会社農産
代表取締役　　殿

令和　年　月　日

委任者
（住所）

（氏名）

私は、　　を代理人と定め、下記事項を委任します。

1．令和５年　月　日開催の貴社定時株主総会に出席し、下記議案につき議決権を行使すること。

記

議　案	
第１号議案	取締役、監査役選任の件
第２号議案	定款変更決議

4 総会準備のための取締役会の開催

取締役は、定時総会招集にあたって株主に対し、当期（定款の規定による期間）の営業結果を報告し、承認を得るため収支決算の確定と決算書の作成、事業報告、株主資本変動計算等総会提出の書面の制作を行い、定時株主総会開催準備のための取締役会を開催し、取締役の承認を得て監査役に監査資料を提出し、監査役の監査を得て、総会に提出する事になります。

総会日程中、議案につき決議を得るための要件は、定款の変更、資本の増減等は、特別決議となり、出席株式数の3分の2以上の賛成により決定し、その他の普通決議、役員変更等は、2分の1以上の賛成で決議します。

7 議事運営

議長は定款の定めにより、代表取締役が議長席につき、招集、通知した順序に従い報告事項、承認事項、協議事項（議案）について順次、議場に提示し、株主との対話、協議を進め、議案については、各議案ごとに決議を明確にし、全日程を終了し、閉会を告げて総会を閉会します。

総会の議事録は、議事経過の要領（要約）と結果を記載する方法で作成のうえ、10年間本店に保管します。（議事録例　別表4）

なお、総会定款の定めにより、書面決議による方法や、ウェブシステムによる方法で開催する事も可能です。

総会は、株主と執行役員との大切な対話の機会であり、会社運営、経営について理解を求める場でもあります。会社役員は、別表1の通り、株主の委任により経営を任される立場なので、株主の信任を得て、引続き経営を続けるためにも、対話と理解は欠かせないと考えています。なぜなら、会社は、最終的には、株主のものであると考えられるからであります。

（別表４）

定時株主総会議事録（例）

１．日　　時：令和　　年　　月　　日
　　分から　　時　　分
２．場　　所：当会社本店会議室
３．出 席 者：発行済株式総数　　株
　　この議決権を有する総株主数　　名
　　この議決権の総数　　個
　　本日出席株主数（委任状出席を含む）　　名
　　この議決権の個数　　個
４．議　　長：取 締 役
５．出席役員：取 締 役
　　取 締 役
　　取 締 役
　　監 査 役
６．会議の目的事項並びに議事の経過の要領及び結果：
　議長は、開会を宣し、上記のとおり定足数にたる株主の出席があったので、本総会は適法に成立した旨を述べ、議案の審議に入った。

（1）事業報告、来期事業計画
（2）決算承認　当期の決算書承認の件
　議長は、当期（令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで）における事業の状況を事業報告により詳細に説明し、次の書類を提出してその承認を求めた。
　　（1）貸借対照表
　　（2）損益計算書
　　（3）株主資本等変動計算書
　　（4）個別注記表
　次いで、監査役　　は、上記の書類を綿密に調査したところ、いずれも正確かつ適正であることを認めた旨を報告した。
　ここにおいて、総会は別段の異議なく、これを承認した。

（3）議案
　議長は、下記議案につき、議場に資料を提示し、説明の上協議に入った。

　第１号議案　　取締役、監査役選任の件
　　取締役、監査役の氏名

　第２号議案　　定款変更の件
　　原案通り決定

　第３号議案　　余剰金処分の件
　　内部留保とし、配当は行わない。

　第４号議案　　役員報酬決定の件（役員全員の年額承認）
　　取締役の報酬　年額金　　円以内とする。
　　監査役の報酬　年額金　　円とする。

　第５号議案　　資本金増額の件（新株発行による増資）
　　株主総会の承認を得て、取締役会の決定により実施する。
上記議案につき、各議案ごとに賛否を諮ったところ、賛成多数で原案通り可決確定した。

以上をもって本日の議事が終了したので、議長は閉会を宣した。
上記決議を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

令和　　年　　月　　日

株式会社農産　定時株主総会

議事録作成者　　代表取締役

資金調達法について（その1）

中小企業診断士
上　岡　誠　司

農業に従事されている皆様は、日頃、農作物の育成についてはもちろん、いかに効率よく作業を進めるか、どうしたら沢山の農作物を良い条件で販売出来るか、といった事についても日々研究をされていることと思います。例えば、農作業を効率的に行うために機械化を行いたい、収穫した農作物を幅広く販売するためにネットでの販売を行ってみたい、ホームページを作ってみたい等々。あるいは、新しい事業を立ち上げてみようとか、法人化をしてみようとか、そういったこともあるかもしれません。

そんな時に先立つもの、それはお金（資金）ではないでしょうか？　そうです！　これからは、農業ビジネスも資金調達のことを考えながらやって行く時代になりました。

【資金調達とは】

資金調達とは、事業のためにまとまった資金を調達してくることをいいます。資金調達が必要となる場面はさまざまで、例えば、「起業・開業資金」、「運転資金」、「設備投資」、「事業拡大」等があります。

上手に資金調達が出来れば、農業ビジネスの生産性が向上し、成長も加速します。しかし、資金調達には、その目的により相応しいやり方があります。そこを間違えれば十分な効果は期待できません。それどころか、何の計画もなく、甘い気持ちで借りると、収入が十分でない中、お金を返して行かなければならない事態に陥ります。過度に怖がる必要はありませんが、慎重に行う必要があります。

資金調達する前には、まず、①何をやり遂げたいのか、②いくら必要なのか、③どうやって調達するのか、④返済は可能か？　を考えることが大切です。その上で、自分の考えを整理し、「見える化」するために、ぜひ紙に書き起こしてみましょう。考えをまとめたものは、一般に、「事業計画書」といい、調達金額にもよりますが、多くの場合必要になります。

資金調達の知識があれば、自分にとって最適な資金が見つけられ、金融機関などとの交渉もスムーズに行くでしょう。日頃から資金調達に関する情報を仕入れておけば、いざという時にも慌てずに済みます。先々のビジネスの展開を考え計画的に資金調達すれば、経営上の余裕になるはずです。

今回の「資金調達」シリーズでは、第1回目で「資金調達の全体像」を把握し、第2回目以降、今回ご紹介する各調達方法について、詳しく解説して行きます。

【資金調達の方法】

資金調達は、方法ごとに特徴があり、その特徴を踏まえた上で自分に相応しいベストの方法を選択する必要があります。主な資金調達方法は、次表にまとめた「借入（融資）」、「出資」、「補助金」、「クラウドファンディング」の4つです。

次に、それぞれの調達方法の特徴とメリット及び利用上の注意点を見て行きましょう。

	借入（融資）	出資	補助金	クラウドファンディング
利用可能な経営	個人経営・法人経営いずれも可	法人経営のみ	個人経営・法人経営（補助事業により制限あり）	個人経営・法人経営いずれも可
主な調達先	金融機関、個人	個人、法人、投資会社等	国、地方自治体	支援者
コスト	利息	・登記にかかる費用 ・配当金	法人税等	プロジェクト立案・遂行費用
財務諸表への影響	・利息は費用となるが元本返済分は費用にならない ・自己資本比率が低下する	・自己資本比率が上昇する⇒対外信用力が向上 ・農地所有適格法人の場合は、構成員の属性や割合に配慮が必要	・補助金は収益となり課税される ・「圧縮記帳」を適用すると課税を繰り延べることができる	・形態により異なります。

【借入（融資）】

借入（融資）は、金融機関による融資や個人等からの借入など、返済することを前提とした資金調達方法を指します。金融機関から融資を受けた場合は、元金の返済と利子の支払いがありますが、出資と異なり通常は経営権を持たれることはありません。

借入（融資）の種類としては、農作物や畜産物が販売され、資金として回収されるまでの間の比較的短期の「運転資金」や比較的長期の借入が可能な「設備資金」などがあります。どちらも、将来の損益計画、資金繰り計画、事業計画などを作成し、無理のない返済計画を立て、借入することが大切です。

資金調達先には、民間銀行の他に、系統金融機関、公的機関といわれる日本政策金融公庫、自治体からの制度融資などがあります。公的融資は基本的に低金利・無担保です。

借入は、金融機関の審査基準を満たせば借りることができるので、他の調達に比べると比較的スピーディに調達でき、調達を急ぐ場合には便利です。しかし、借入は負債なので、増えるほど相対的に総資本に対する純資産（自己資本）の割合、つまり自己資本比率が下がることになり、経営の安全性は下がります。

一方で、借入には金融機関が介在することから、ここで良好な関係を維持すれば、金融機関による経営サポートを受けることも可能です。返済が難しくなったりした場合には、リスケジュール（条件変更）の相談に応じてもらえる可能性もあります。

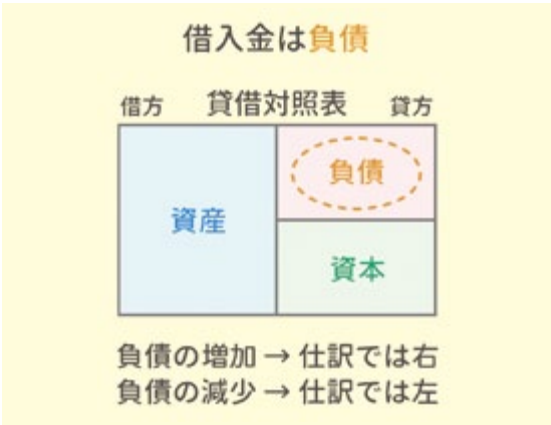

〈借入のメリットと注意点〉

資金の借り入れは、多くの金融機関で相談でき、わかりやすさと手軽さが魅力です。借入金は、計画的に

返済していけば金融機関の信用力も向上し、その後の資金調達も有利になっていきます。ただし、借り過ぎると返済負担が重くなるなど、注意が必要です。

借入のメリット
・金融機関の窓口が多く資金調達しやすい ・経営権の影響がない ・金利分は経費計上し節税効果がある ・金融機関からの信用が高まる。助言がもらえる
借入の注意点
・返済が必要 ・金利や手数料が発生する ・過剰に借りると返済が困難になる

【出資】

出資は、あまりなじみのない方法かもしれませんが、法人経営の場合に活用できる資金調達の方法で、個人（代表者・家族、友人・知人）や法人（親会社、投資会社）から、その会社の株式や持分として資金を出してもらう資金調達です。資金を出した者は、株主・出資者となります。出資を受けられるのは法人に限られ、個人事業主では、出資を受けることはできません。

一般的に、株主は議決権などの経営権を持ちますが、株式は付帯する権利や条件が異なる種類株式を発行することで、株主の権利を制限することもできます。

出資は、自己資本になりますので、純資産（自己資本）に計上されます。総資本に対する純資産（自己資本）の割合は「自己資本比率」と呼ばれ、会社の安全性を示す指標です。自己資本を増強することで財務内容の改善につながります。

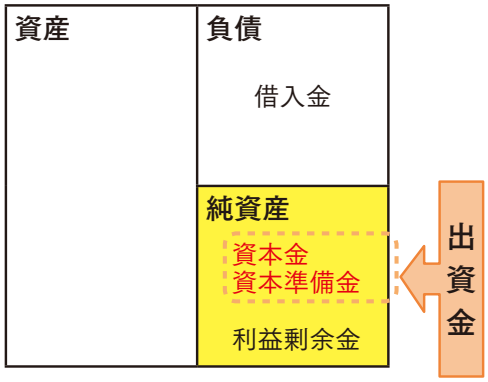

投資会社などとしては「農林漁業法人等育成制度」に基づいて農業法人に出資するアグリビジネス投資会社や投資事業有限責任組合（LPS）があります。

〈出資のメリットと注意点〉

新株発行などによる資金調達は、返済の必要がないのがメリットです。自己資本が増えて財務体質が強化され、金融機関からの評価が高まる効果も見込めます。一方、利息の支払いはありませんが、利益に応じて配当金の支払いが必要な場合があります。資本家の還元期待値は、利息よりも配当の方が大きく、配当金は剰余金の処分のため、会計上の費用ではなく、税法上も損金とならず、節税効果が働かないなどのデメリットもある点に注意が必要です。また、株主が増え、第三者の持ち分比率が高くなることで、経営が常に評価され、さらに外部の介入が強まる恐れもあります。

資本政策については、顧問税理士など専門家のアドバイスを受けて慎重に判断すべきでしょう。また、ベンチャーキャピタルからの出資なども含め手続きが煩雑で、急な資金調達には向きません。

出資のメリット
・利息がかからない ・返済の必要がない ・財務体質が強化される （安全性が高く評価）
出資の注意点
・経営権に影響が生じる ・配当政策に影響が及ぶ可能性がある （投資家の期待値は利息よりも配当の方が大きい） ・急な資金調達には不向き（手続きが煩雑）

【補助金・助成金】

国や自治体のさまざまな政策目標を達成するために、企業や個人事業主の取り組みをサポートするための

制度です。「補助金」は、経済産業省や農林水産省が行っているものが多く、国の施策目的に沿った事業を行う事業者に対して交付されるお金です。「助成金」は、厚生労働省が行っているのが多く、雇用の増加や人材育成、労働環境の改善などをした事業者を支援するためのお金です。

借入とは異なり、原則として返済は不要ですが、誰でももらえるものではありません。補助金では、その目的や趣旨、条件にあっているかどうかを申請書類（事業計画書など）に基づいて審査して、採択された（選ばれた）事業者に対して、補助金が交付（給付）されます。補助金によって、補助率（自己資金と補助金の割合）、補助金の上限額が決まっているため、必ずしも事業にかかるすべて経費がもらえるわけではありません。

また、原則として、補助金は後払い（精算払い）です。一度、事業者がすべての経費を立て替える必要があります。事業の実施後に、必要書類を提出して検査を受けた後に、受け取ることができます。交付決定の前に発注してしまうと、補助金の対象にならない場合があるので、公募要項で確認してください。なお、事業終了後、定期的な事業の状況報告（モニタリング）や、収益の納付が必要となる場合もあります。

設備投資のタイミングと募集時期、補助金の公募、審査、採択、交付決定までのスケジュールが合うかどうかも、確認する必要もあります。

〈補助金・助成金のメリットと注意点〉

補助金・助成金を利用するメリットは、一定の利益が出た場合に国に返納する「収益納付」制度もありますが、基本的に返済の義務がなく、事業者には、魅力的な手段といえます。

ただ、補助金・助成金には、膨大な資料の提出が必要なことが多く、また、情報収集に手間取ったり、自社で利用できるかどうかの見極めが難しかったりすることも注意すべきポイントです。そのため、中小企業診断士や税理士、社会保険労務士などの専門家に依頼した方が良い場合も多く、その場合はコストが生じます。

補助金・助成金のメリット
・基本的に返済の必要がない ・計画をつくると自分の事業を見直すきっかけになる
補助金・助成金の注意点
・申請や情報収集に労力を要する ・申請を専門家に依頼するとコストがかかる ・審査に落ちる場合もある ・公募時期が限られる ・実施報告があり、事業を勝手に変更できない

【クラウドファンディング】

新たな資金の調達手法として注目されており、最近では大きく伸びています。クラウドファンディングは、不特定多数の人が、インターネット等を通じて、個別のプロジェクトに対して資金提供を行うもので、ソーシャルファンディングとも呼ばれます。

物品や権利を購入する「購入型」、特定のリターンを求めない「寄付型」、株式・配当等のリターンを伴う「金融型」といった、様々な形態があります。テーマも、「自分がやりたいこと」、「夢の実現」、「社会的課題の解決」など、さまざまです。

クラウドファンディングはあくまで「個別のプロジェクト」に出資す

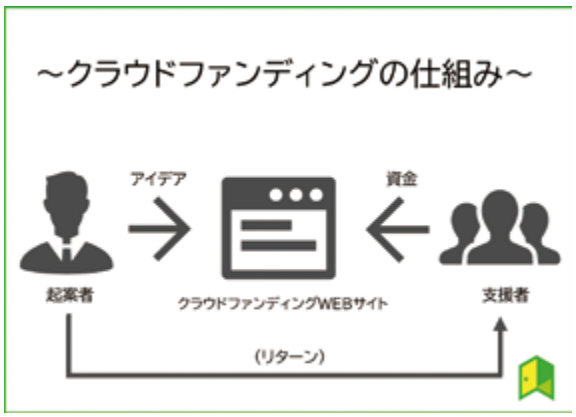

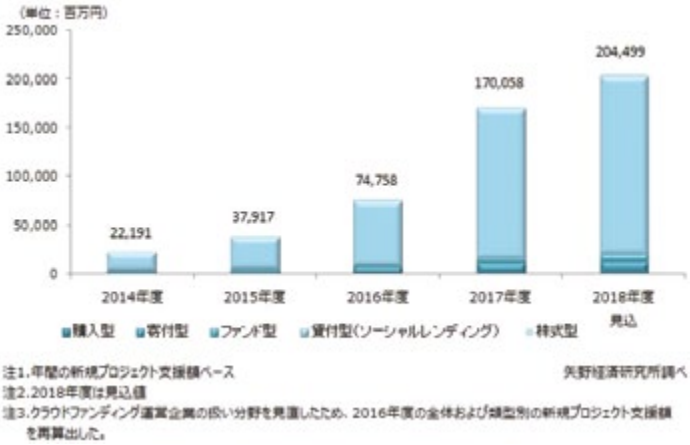

る形を取ります。「起業家」もしくは「法人」自体に出資するものではありません。そのため、案件ごとに収支の計算や結果の総括などを行い、出資者に配分や報告等を行う必要があります。

〈クラウドファンディングのメリットと注意点〉

クラウドファンディングのメリットは、まず、初期費用無料で資金調達できる点が挙げられます。調達した金額から手数料を支払う方法なので、初期費用無料でプロジェクトを実施できます。また、審査も基本的には落ちにくいことから、金融機関からの融資を断られた案件でも資金調達が可能です。

次に、商品の認知拡大につながります。多くの人が訪れるサイトにプロジェクトを掲載することで、認知拡大が期待できます。メディア受けが良く、プレスリリースを行えば、掲載の可能性が高いことが特徴で、認知拡大はもちろん、ブランディングにも繋がります。

3つ目に、データを取得できます。取得できるものとしては、支援者の年齢層、性別、決済手段、顧客の要望等があげられ、今後のマーケティング活動に活かせるデータを取得できます。

一方、クラウドファンディングの注意点としては、表に書いてあるようなことがありますので、認識しておく必要があります。

クラウドファンディングのメリット
・初期費用無料で資金調達可能 ・金融機関から断られた案件でも可能 ・プロジェクト自体を周知できマーケティングになる ・データ取得ができる
クラウドファンディングの注意点
・競合相手に自社のアイディアを知られてしまう ・プロジェクトの達成に失敗すると、労力が無駄になるケースもある ・10％～20％の手数料と支援者へのリターンにより、純資金が集まらないこともある

以上、今回は、主に資金調達の概要を解説しました。資金調達の知識は知らないと損をするもので、情報収集力がカギを握ります。資金調達について最低限の知識を持った上で自分に合ったものを適切に選択して行きましょう。

次回以降、「融資制度及び金融機関の活用」、「補助金・助成金の活用」、「クラウドファンディング」を予定してます。

身近な税務相談（その15）

農業者とインボイス制度 ー令和5年度税制改正大綱の解説ー

税理士
重　松　　修

令和4年12月23日に閣議決定された令和5年度の税制改正大綱のうち、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の、小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置について解説いたします。

免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るため、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置が3年間講ぜられました。

これにより、農業においても、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから簡易課税に比しても、事務負担も大幅に軽減されることとなります。

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（案）

○免税事業者が**インボイス発行事業者を選択した場合**の負担軽減を図るため、**納税額を売上税額の２割に軽減**する**激変緩和措置を３年間講ずることとする。**

○これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても、**事務負担も大幅に軽減**されることとなる。

※　免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和８年９月30日の属する課税期間まで適用できることとする。

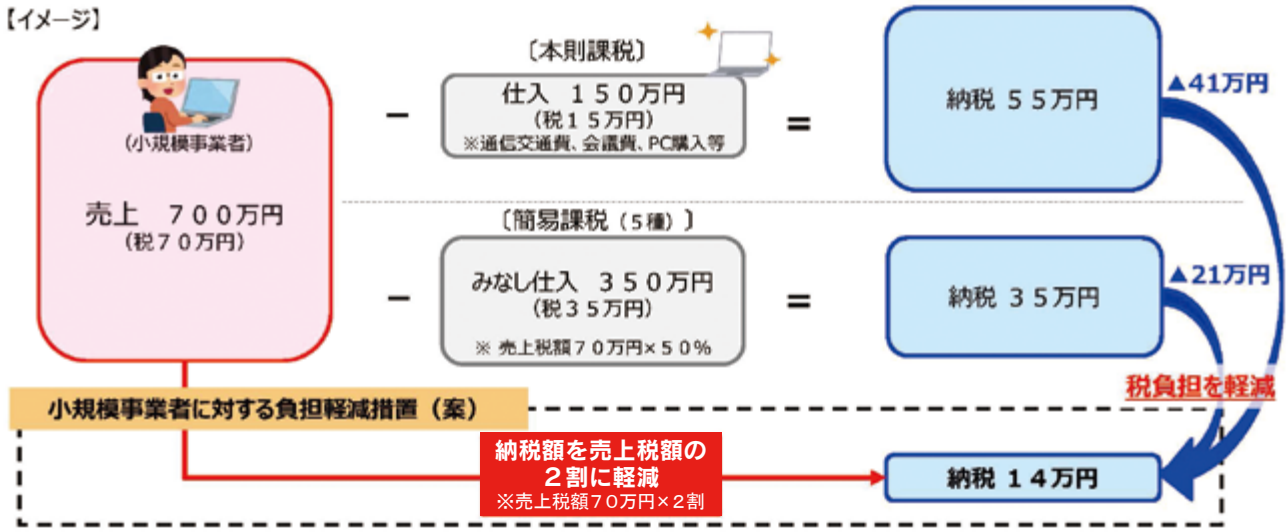

※　負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

出典：財務省ＨＰ
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/materials.html
注：簡易課税のみなし仕入率は農産物等の生産販売は80％（第２種事業）、作業受託は60％（第４種事業）となります。

農事組合法人で従事分量配当を行っている場合、組合員がインボイス発行事業者であるかどうかで消費税の計算に影響があります。現在、免税事業者の組合員はインボイス発行事業者を選択するか否かを話し合いましょう。

その時には、インボイス制度開始後、6年間は、免税事業者（組合員）からの仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられているため、この経過措置も踏まえて対応を検討します。

インボイス発行事業者の登録を受けようとする場合には、令和5年3月31日までに登録申請書を所轄税務署に提出することになっていましたが、この閣議決定に基づき令和5年9月30日までの申請については、インボイス制度が開始する令和5年10月1日を登録開始日として登録されることになります。

身近な法律相談（その12）

成年年齢（1）

弁護士
谷　正　之

問▼　成年年齢が令和4年4月1日満20歳から満18歳に引き下げられました。時代によって成年年齢は変わるものなのでしょうか。

答▼　日本人の成年年齢は、江戸、明治、令和と時代が変わるに従い変わってきました。それぞれに興味深い時代背景と理由があります。

1　江戸・明治時代の成年年齢

(1)　江戸時代

公家・武家・庶民の男子は、11歳から16歳までの間に前髪を剃り落として冠（かんむり）、烏帽子（えぼし）をかぶり服装を改めて元服し、女子は髪上（かみあげ）・裳着（もぎ）（元服に相当）をして成年とされました。11歳から16歳まで幅があるのが、この時代の特徴です。

武家の主人が倒れたため、若い11歳の長男が急遽元服して跡を継ぐということが認められていました。元服の時は、家族親類縁者が集まり厳かに見守りました。

それにしても早い時は11歳、遅くても16歳までに元服し成年とされたのです。なぜこのように成年年齢が早かったのでしょうか。

江戸時代の平均寿命は、およそ35歳～45歳と推測されています。当時の人たちの人生は短かったので、早く一人前になり自立するように促されていたのです。

(2)　明治時代

①　徳川幕府の長い鎖国政策のため遅れを取った日本を欧米列強と肩を並べる国にするため、維新政府は、積極的に文明開化政策をとり、西洋主義に基づいて法制度を整備することにしました。国の重要なことは太政官で決めていました。

太政官は、成年について西洋諸国を参考にし、明治9（1876）年4月1日、太政官布告第14号をもって

「自今満二十年ヲ以テ丁年（ていねん）ト相定候条此旨布告候事」

としました。丁年とは、成年、一人前になる年齢、という意味です。江戸時代と異なり、一律に満20歳と定めました。

②　維新政府は、幕府が幕末に欧米列強との間に結んだ不平等条約（外国人犯罪に日本の裁判権がない、輸入品の関税自主権がないなど）を改正するため、日本は欧米列強と同等の法治国家であり文明国であることを示す必要がありました。そこで、体系的な法典を編纂する一方で殖産興業政策を実行しました。

民法典は、当初フランス法をモデルにして編纂しました（旧民法）。ところが、有名な法典論争が起きて施行は延期され、新たにドイツ民法草案をモデルとする体系的な民法（新民法）が、明治29（1896）年4月27日に制定され、同31（1898）年7月16日、施行されました。

新民法は、成年について太政官布告を踏襲し

「満二十年ヲ以テ成年トス」（3条）

と定めました。

(3) 平成時代―国民投票権・選挙権年齢

日本国憲法は、今日まで一度も改正されることはありませんでした。近年、時代に応じて部分的に改正するのが相当という意見が多くなりました。憲法を改正するには国民投票が必要です（憲法96条1項）。この国民投票年齢を何歳からにするか、満20歳案、満18歳案がありました。超党派の国会議員が各国を視察したところ、多くの国が満18歳としていました。

そこで、日本も国民投票年齢を満18歳とする方向で検討することになりました。人口が毎年減少し高齢化しているので、若い人たちに早く政治に参加してもらいたいという期待がありました。

① 憲法改正国民投票法

平成19（2007）年5月18日、国民投票法が制定され「日本国民で年齢満十八年以上の者は、国民投票の投票権を有する」（3条）と定めました。この法律は、同22（2010）年5月18日、施行されました。

② 公職選挙法も平成27（2015）年6月17日改正され、国会議員や地方公共団体の議員及び長を選挙する年齢について、満18歳以上とされ（公職選挙法9条）、同28（2016）年6月19日、施行されました。すでに議員選挙で満18歳の若者が選挙をしています。

これらの法律は、国や地方公共団体の組織・権限、国民・住民との関係を規律している「公法」です。先に公法の分野で、投票権・選挙権年齢が満18歳とされました。

2 令和時代の成年年齢

民法は市民生活に関する「私法」であり、公法とは立法目的が異なるので、必ずしも同じにする必要はないという意見がありましたが、政治主導で私法も同じ扱いをすることになり、平成30（2018）年6月13日、成年年齢を満20歳から満18歳に引き下げる民法改正がありました。

「年齢十八歳をもって、成年とする」（4条）。

この改正規定は、令和4（2022）年4月1日に施行されました。この日に18歳・19歳の若者120万人が一斉に成年になりました。

満18歳になったら大人になる。自分だけで物事を決められる反面、自分が責任を負うことになりました。

成年年齢は、江戸時代は満11歳から満16歳まで、明治～平成時代は満20歳、令和時代は満18歳と変わってきました。このように成年年齢の考え方は、時代に応じて変わるので、将来また成年年齢は変わるかもしれません。

農地の基礎知識（その15）

「農地の賃貸借の終了」

EFC EHIME FARMER'S CLUB
愛媛県農業会議
川中敬三

農地法3条の許可を得て設定した農地の「賃貸借」を終了する場合には、同法第18条の規定に基づき、原則、知事または市町長（農業委員会へ事務委任を行っている場合は農業委員会会長）の許可が必要となります。

農地の賃貸借を終了させる方法には、①「解除」、②「解約の申入れ」、③「更新拒絶」、④「合意解約」の4つの方法があります。

いずれの方法も、あらかじめ知事または市町長の許可を受けたうえで行わなければなりません。許可を受けないで行った解除等の行為は無効となります。

賃貸借契約を終了させようとする事情はそれぞれ異なりますので、事情にあった方法により手続きを行う必要があります。4つの方法の違いについては次のとおりです。

① 賃貸借の「解除」は、賃貸借の当事者が契約上あるいは法律上守らなければならない義務を怠った場合に、相手方にそのことを理由として賃貸借を終了させる単独行為です。

解除するには、相手方に賃貸借を解除する旨を通知する必要があり、この通知をしたときに賃貸借契約は終了することになります。

解除は、相手方に賃貸借関係を継続するに耐えられないような落ち度があった場合（信義に反する行為があった場合）に賃貸借関係を打ち切るもので、賃貸借期間中でもすることができます。

なお、解除する場合には、あらかじめ知事または市町長の許可を受けたうえで解除の通知をしなければなりません。

② 賃貸借の「解約の申入れ」は、期間の定めのない賃貸借契約や期間の定めのある賃貸借契約で、賃貸借期間中であっても解約権が留保されている場合にはその当事者の一方が相手方に対して賃貸借契約を打ち切ることを申入れる単独行為です。

解約の申入れを行う時期は、作物などの収穫後、次の作付けに着手するまでの間にしなければなりません。解約の申入れをすると、賃貸借契約は1年後に終了します。

なお、解約の申入れをする場合には、あらかじめ知事または市町長の許可を受けたうえで行わなければなりません。

③ 賃貸借の「更新拒絶」は、期間の定めのある賃貸借について、当事者の一方が賃貸借期間が満了したら引き続き賃貸借を継続しない旨の通知をする単独行為です。

農地法による農地の賃貸借については、当事者の一方が期間の満了する1年前から6か月前までの間に、相手方に対して期間が満了したら更新をしない旨の通知をしないときは、期間の満了の時に従前と同一の条件でさらに契約したものとみなされることになっています。（＝賃貸借の法定更新）

ただし、水田裏作目的の賃貸借で契約期間が1年未満のものや農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画によって貸し付けられた賃貸借などには法定更新は適用されません。このため、民法の原則に従って契約期間が満了したときに賃貸借は終了します。

なお、更新拒絶する場合には、あらかじめ知事の許可を受けたうえでその通知をしなければなりません。

ただし、水田裏作目的の賃貸借や10年以上の期間の定めがある賃貸借について更新拒絶の通知をするなど一定の場合には、知事の許可は要しません。

④ 賃貸借の「合意解約」は、賃貸人と賃借人の双方の合意によって賃貸借契約を終了させる行為です。

合意解約は、当事者の合意が要件となるのみでその他の制限はなく、賃貸借期間中であってもすることができます。

なお、合意解約する場合には、あらかじめ知事または市町長の許可を受けたうえで行わなければなりません。

しかし、その合意解約が賃借地を返還する日前6か月以内に成立した合意である旨が書面で明らかなものについて行われる場合には、許可を要しないこととされています。

農地中間管理事業

農地中間管理事業は
えひめ機構を通じて
優良な農地を担い手
に安心して貸し付け
る事業です。

えひめ機構では、農業の担い手が少なくなる中、愛媛県をはじめ市町や農業委員会、ＪＡなどと連携し、優良な水田や樹園地を地域農業の担い手に貸し付ける農地中間管理事業を推進しています。また、えひめ農業経営サポートセンターによる農業経営の相談活動などにも取り組んでいます。えひめ機構は、こうした活動を通じて、今後とも、〝愛媛農業の振興や農業経営の安定〟に貢献していきます。

農地中間管理事業とは？

農地の貸し借りは、有償？　無償？

賃貸借（有償）と使用貸借（無償）のどちらでも可能です。

貸し借りの対象となる農地は？

市街化区域以外の農地です。

貸し借りの期間は？

極力10年以上ですが、短い期間にすることもできます。

農地を借りることができるのは、誰ですか？

認定農業者、認定新規就農者、集落営農法人等の地域農業の担い手の方々です。

事業を利用したい時は、どうすればいいですか？

最寄りの市町農業担当部署又は機構に相談ください。

農地中間管理事業を積極的に利用していただくため、様々なメリットが用意されています。

【出し手へのメリット】

■えひめ機構が行う安心できる貸付けで、賃料も確実に支払われます。

■貸借期間が終了すれば、農地は確実に返却されます。

■所有する全ての農地を十年以上貸し付けると、一定期間固定資産税が半額に軽減されます。

【受け手へのメリット】

■複数の地権者から農地を借りる場合も、えひめ機構が窓口となるので、賃料の受払や契約事務が楽になります。

■機械や施設を導入する場合に、一定の要件を満たせば国や県の支援を利用することができます。

【地域へのメリット】

■地域全体で農地の集積・集約化に取り組むと、地域への協力金を受けることができます。

■地域全体で農地中間管理事業に取り組む農地を対象に、地元負担がいらない基盤整備事業を実施することができます。

伝聞瓜聞（でんぶんそくぶん）

おコメの来た道

EFC EHIME FARMER'S CLUB
コンサルタント
池上正彦

日本のおコメは粒が短く、炊くと粘りがでるジャポニカというタイプです。ジャポニカとは『日本の』という意味ですが、日本人が食べていたので学名になっただけで、日本原産というわけではありません。

ほかにインディカというタイプもあって、こちらは粒が細長くて炊いても粘りが少なくパサパサしているので日本では好まれません。でも世界のおコメの生産量をみると8割がインディカであってジャポニカは2割にも満たないのです。それも最近、中国が増産しての2割ですから、もともとの日本のジャポニカはかなりマイナーな存在だったわけです。そのマイナーなジャポニカはいつ頃、どこからやってきたのでしょうか。

国内でコメについての最も古い遺跡は佐賀県唐津市にある菜畑（なばたけ）遺跡です。年代的には紀元前1千年あたり。水田跡や木製の鋤（すき）、炭化した米、粟や麦などが出土しています。炭化米はジャポニカだったので、日本では少なくとも紀元前10世紀頃には水稲（ジャポニカ）の栽培が始まっていたことになります。

では、東アジアにおいて人々がイネを栽培しはじめたのはいつごろでしょうか。それを示す最も古い遺跡は中国湖南省（こなんしょう）の玉蟾岩（ぎょくせんがん）という洞窟遺跡です。時代は旧石器時代から新石器時代へ移行する紀元前1万2千年あたり。場所は長江（揚子江）の中流域です。遺跡からはイネのもみ殻が出土し、それらは野生種と栽培種の両方の特徴をもち、ジャポニカとインディカの両方の特徴をもっていたため、野生イネを栽培し始めた頃のものと考えられています。

また紀元前1万年ころの浙江省（せっこうしょう）上山遺跡からもイネの籾殻（もみがら）がみつかっており、それらはすべて栽培種の特徴があり、イネの栽培種が野生種から分離・独立したころのものとみられます。場所は長江（揚子江）下流域の南域です。

そして紀元前5千年ころの浙江省河姆渡（かぼと）遺跡からは木製の柄がついた鋤や陶器、漆器、骨製品に加え、大量のイネ籾（もみ）や籾殻（もみがら）、稲束が見つかっています。コメの多くは日本で栽培されているジャポニカだったのですが、ほかにインディカやイネの野生種『ルフィポゴン』などもありました。この時代になると栽培イネはジャポニカとインディカとに分かれ、主な食糧としてはジャポニカが作られていたわけです。場所は長江下流の杭州（こうしゅう）湾に面した南の水郷地帯です。

つまり、イネの栽培化は紀元前1万2千年に揚子江の中流域ではじまり、紀元前1万年には栽培種が下流域で誕生し、紀元前5千年ころにはジャポニカとインディカとに分かれてジャポニカの栽培が下流域で広がっていたのです。

次に日本への伝搬ルートですが、これまでイネは朝鮮半島を経由してもたらされたというのが定説でした。でも朝鮮半島南部での稲作の始

まりが紀元前1千1百年あたりと、日本とさほど差がないこと。さらに、イネの遺伝子型を調べると中国南部のイネと日本のイネには共通した遺伝子型（SSR—b）があるのですが、朝鮮半島や満州のイネにはありません。このため日本へは朝鮮半島からではなく、直接長江周辺から海を渡ってやってきたのではないかと言われています。

古代には海路の方が陸路より発達していて、紀元前2千年ころの中国南部の沿岸では竜骨構造をもった福船で外洋に乗り出しています。さらに紀元前3百年には帆と大きな櫂（かい）をもった大型のジャンク船が作られ、インドや東南アジアとの海上交易が盛んに行われています。長江下流域の人々は漁労や水運に長じた百越の人々だっただけに、船で日本へ渡ることはさほど難しくはなかったでしょう。

というのも戦前に、杭州湾の寧波（にんぽー）から沖合いの舟山（しゅうざん）列島を経由して九州にジャンク船で帰ってきた人がいました。『夜半に舟山列島を櫓（ろ）で漕ぎ出して沖合いで黒潮にのると同時に帆をあげ、一路東に向かって走り出すと翌日の昼には五島列島を横切って日暮れには唐津の港に投錨できた。わずか20時間ほどで東シナ海を横断できた。』といいます。また、地元の話では、『昔から春から夏にかけては南西の風と対島海流を使えば九州北部に着くことができ、秋から冬にかけては舟山列島沖を南下する寒流と西北風によって黒潮にのれば九州南端の野間岬や紀州南端の潮岬などに着くことができた』とも言われています。

それに、史書によると紀元前に長江の下流域に住む百越（ひゃくえつ）の人々が秦との戦いからのがれて大量に海へ逃げたとあります。おそらく東シナ海を渡って日本へ逃れた人々も少なくなかったでしょう。ジャポニカも彼らによって運ばれて日本の弥生時代の幕開けになった可能性は十分あるように思います。

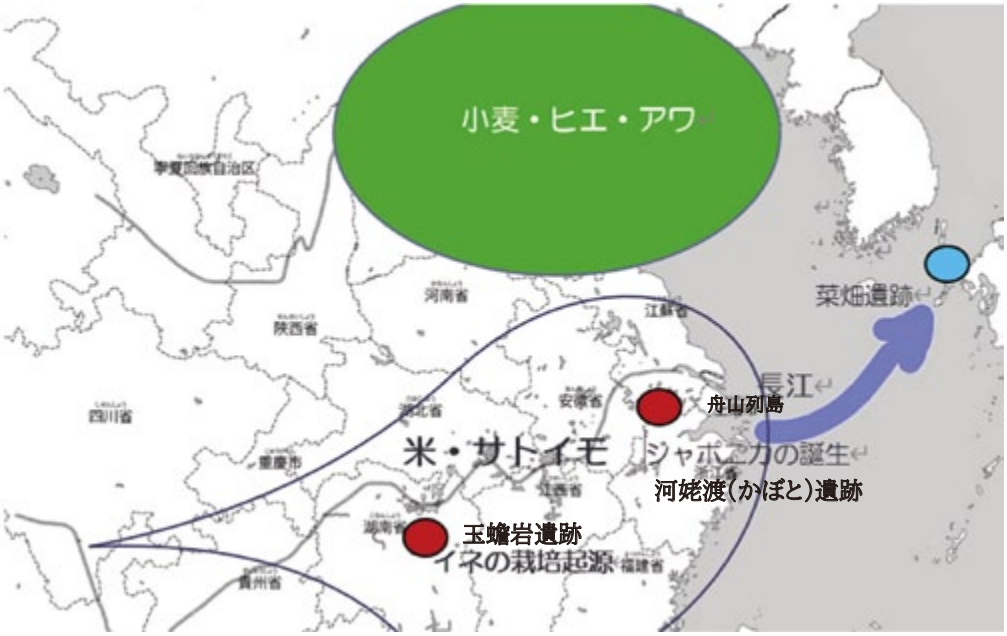

中国の地図

お詫び　前回（14号）の伝聞仄聞「小麦雑感」で一部“はだか麦”の写真を使用していました。（ＥＦＣ担当者）

えひめ農業サポートセンター情報誌「ＥＦＣ」

第15号
令和5年3月 発行

（公財）えひめ農林漁業振興機構
農業経営サポートセンター

〒790-0003
愛媛県松山市三番町４丁目4-1（愛媛県林業会館内）